

一般用電気工作物の定期調査業務における不適切な処理に対する 調査結果について（ご報告）

当社が平成30年12月7日にご報告いたしました一般用電気工作物の定期調査業務（以下、「定期調査」という。）における不適切な処理について、対象のお客さまの再調査を実施、完了いたしましたので、その調査結果をご報告申し上げます。

なお、このたびの再調査にご協力いただきました多くの皆さまに大変なご迷惑をお掛けし、心から深くお詫び申し上げます。

（1） 実施期間

平成30年12月8日～平成30年12月25日

（2） 対象数

378棟 ※ 大阪府と兵庫県の一部地域のお客さま

（3） 調査結果

- ① 基準値（1mA以下）に適合していたお客さま設備は、187棟でした。
- ② 基準値を超過していたお客さま設備は、191棟でした。

（4） 当社の対応（安全確保措置）

- ① お客さまへの通知
 - ・ 漏れ電流計を用いて漏れ電流の測定を実施した結果、異常（1mA超過）が認められた場合は、当該のすべてのお客さまに不良個所を通知するとともに、停電による精密な調査が必要な旨とその措置を取らなかった場合に生じうる結果を通知いたしました（平成30年12月25日完了）。
- ② お客さまへの不良通知後の対応
 - ・ 異常（1mA超過）が認められたお客さまには、定期的にお電話で停電による精密な調査の調整をおこない、順次、実施しております。
なお、大きく基準値を超過した場合（10mA超過）は、お電話で連絡させていただいたうえでお客さまを訪問し、ご都合に合わせて、停電による精密な調査によって不良個所の特定が必要である旨のお願いをおこなっており、平成31年1月31日までに完了する予定でございます。